

別記

「住宅版エコポイント証明業務手数料」

審査業務の実施にかかる証明業務手数料は、次のとおりとします。（税込）

	一戸建て		共同住宅等（※2）	
	①省エネ基準（等級4）に係る審査	木造	24,000（円/戸）	木造
②住宅事業建築主基準に係る審査	木造	33,000（円/戸）（※1）	—	—
	木造以外	38,000（円/戸）（※1）	—	—
③エコポイント対象住宅基準に係る審査	—	—	木造	69,000円+5,000×n（戸）円（※1）
	—	—	木造以外	74,000円+5,000×n（戸）円（※1）

（※1） 設計性能評価書、長期優良住宅通知書、F35S等の結果を活用し、断熱性能基準の審査が省略できる場合は、12,000円減額とします。

（※2） 併用住宅（1つの住宅に限る）は+5,000円/戸の割増はなしとします。

【参考】

財団法人岩手県建築住宅センターエコポイント対象住宅証明書の発行業務要領（抄）

手数料の収納等

依頼者は、引受承諾書に明示する手数料を銀行振り込みにより納入するものとします。この場合、センターが発行する振込依頼書により、引受承諾書の交付日の7日以内又は「エコポイント対象住宅証明書」の受領日のいずれか早い期日までに納入するものとし、それに要する費用は依頼者の負担とします。